

議案第90号

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年12月19日提出

阿見町長 千 葉 繁

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年阿見町条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「以下」を「第3号においてこれらの日を」に改め、同項第3号中「100分の120」を「100分の125」に改める。

第2条 阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例第2条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条第1項第3号中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第7条の2 会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。

- (1) 勤勉手当は、6か月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6か月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6か月以上となった会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するものに対して支給する。
- (2) 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任用期間(6か月未満のものに限る。)と前会計年度における任用期間(前会計年度の末日を含む期間

の任用に係るものに限る。)との合計が6か月以上に至ったときは、任用期間が6か月以上の会計年度任用職員とみなす。

(3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。

2 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例第20条の2及び第20条の3(給与条例第21条第5項において準用する場合を含む。)の規定の例による。

3 前2項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例(以下「会計年度条例」という。))による改正後の会計年度条例の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

第2条 第1条の規定による改正後の会計年度条例(以下「改正後の会計年度条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の会計年度条例に基づいて支給された期末手当は、改正後の会計年度条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(町規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

【第1条関係】阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 期末手当は、6か月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6か月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6か月以上となった会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第7条 会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)には、次の各号に定めるところにより、期末手当を支給する。</p> <p>(1) 期末手当は、6か月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6か月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6か月以上となった会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日(第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するものに対して支給する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	

【第2条関係】阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正後	
<p><u>阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(報酬) 第2条 (略) 2 会計年度任用職員には、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び<u>期末手当</u>並びに費用弁償を支給する。 3 (略)</p> <p>(期末手当) 第7条 (略) (3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p><u>阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例</u></p> <p>(報酬) 第2条 (略) 2 会計年度任用職員には、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>並びに費用弁償を支給する。 3 (略)</p> <p>(期末手当) 第7条 (略) (3) 期末手当の額は、規則で定める方法により計算した期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、次に掲げる基準日前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じ、当該区分に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(勤勉手当) <u>第7条の2 会計年度任用職員(規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)</u>には、次の各号に定めるところにより、勤勉手当を支給する。 (1) <u>勤勉手当は、6か月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員又は6か月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で再度任用されることによりその任用期間が合計6か月以上となった会計年度任用職員で、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するものに対して支給する。</u> (2) <u>6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任用期間(6か月未満のものに限る。)と前会計年度における任用期間(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6か月以上に至ったときは、任用期間が6か月以上の会計年度任用職員とみなす。</u> (3) 勤勉手当の額は、規則で定める方法により計算した勤勉手当基礎額</p>	

現行	改正後	
	<p><u>に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該職員の勤勉手当基礎額に100分の102.5を乗じて得た額を超えてはならない。</u></p> <p><u>2 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例第20条の2及び第20条の3(給与条例第21条第5項において準用する場合を含む。)の規定の例による。</u></p> <p><u>3 前2項に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、規則で定める。</u></p>	

阿見町会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正案についての概要

第 1 条

本則

(1) 第 7 条

期末手当の基本支給率

6 月 : 120/100 12 月 : 120/100 → 6 月 : 120/100 12 月 : 125/100

第 2 条

本則

(1) 第 2 条

支給する報酬の種類に、勤勉手当を追加

(2) 第 7 条

期末手当の基本支給率

6 月 : 120/100 12 月 : 125/100 → 6 月 : 122.5/100 12 月 : 122.5/100

(3) 第 7 条の 2

勤勉手当を支給する対象

6 か月以上の任用期間をもって任用された会計年度任用職員

勤勉手当の基本支給率

6 月 : 102.5/100 12 月 : 102.5/100

改正附則

第 1 条 (施行期日等)

第 1 項 第 1 条の規定は、公布の日から施行、ただし第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行

第 2 項 第 1 条の規定 (期末手当) は、令和 5 年 12 月 1 日から適用

第 2 条 (期末手当の内払)

第 1 項 改正前の期末手当は、改正後の期末手当の内払とみなす

第 3 条 (町規則への委任)

第 1 項 その他必要な事項は、規則へ委任する